

公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る公募型プロポーザルを実施するので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成 7 年福井県規則第 8 2 号）第 4 条の規定により、次のとおり公告する。

令和 7 年 6 月 3 日

福井県知事 杉本 達治

1 企画提案書の提出を求める事項

（１） 業務名

県有施設ＬＥＤ照明リース業務

（２） 契約期間

契約締結日から令和 1 8 年 9 月 3 0 日まで

（３） 業務内容

県有施設ＬＥＤ照明リース業務に係る「企画提案募集要領」「仕様書」による。

（４） 履行場所

福井県内の県有施設

2 企画提案書を提出できる者の要件

企画提案書を提出することができる者は、法人または共同企業体であって、それぞれ県有施設ＬＥＤ照明リース業務の調達に関する審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審査を受ける資格（以下「受審資格」という。）に関し、次に掲げる事項について、3 に定めるところにより受審資格認定申請書等を提出し、本件提案に係る受審資格を有することについて本県知事から確認を受け、県の認定を受けた者とする。

① 法人

- （１）福井県財務規則（昭和 3 9 年 4 月 1 日福井県規則第 1 1 号）第 1 4 6 条の規定に基づき福井県競争入札参加資格者名簿に登録された者であること。

※福井県の競争入札参加資格を有していない場合においても、同条に規定する競争入札参加資格の申請を提出済みであれば、本業務委託の参加資格を有するものとして取り扱う。ただし、審査委員会の開催時点で競争入札参加資格の認定を受けていない場合は、本件に関する参加資格を喪失する。

- （２）地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 に規定する者でないこと。
- （３）現に県の指名停止措置を受けている者でないこと。
- （４）会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づく更生手続開始の申立て、および民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 次のアからオまでのいずれかにも該当しない者であること。

- ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
- イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）である者
- ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者
- エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供用するなど直接もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
- オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

② 共同企業体

ア ①の（2）から（5）に掲げる要件の全てを満たす法人により自主的に結成されたものであり、共同企業体を構成する者（以下「構成員」という。）で次に掲げる事項を定めた協定書を締結していること。

（ア）共同企業体の目的

（イ）共同企業体の名称

（ウ）構成員の名称および所在地

（エ）代表構成員の名称および権限

（オ）構成員の出資割合

（カ）各構成員の責任

（キ）利益金および欠損金の配当ならびに負担の割合

（ク）取引金融機関の名称

（ケ）業務期間中における構成員の脱退に関する措置

（コ）業務期間中における構成員の破産、会社更生、民事再生手続または解散に対する措置

（サ）共同企業体解散後の契約不適合責任

なお、本件契約締結後に、共同企業体の協定書の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ本県と協議すること。

イ 共同企業体の出資比率が最大の者が代表者であること。ただし、出資比率が最大の者が複数ある場合は、いずれかの者が代表者となること。

ウ 全ての構成員が、本県提案に参加する他の共同企業体の構成員となっていないこと。

3 受審資格の認定の申請手続等

（1）受審資格の認定の申請手続等

企画提案書を提出しようとする者は、次のとおり申請し、受審資格の認定を受けなければならない。

ア 提出書類

受審資格認定申請書（様式第1号）、会社概要書（様式第2号）他、必要書類

イ 提出方法

3（1）エに記載のメールアドレスに提出すること。

ウ 提出期限

令和7年6月16日（月）17時まで（必着）

なお、提出後における申請書の追加および変更は認めない。

エ 提出場所および申請に係る質問を受け付ける場所ならびに認定に関する事務を担当する部局の所在地および名称

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17番1号

福井県エネルギー環境部エネルギー課

電話 0776-20-0302

電子メール energy@pref.fukui.lg.jp

オ 提出資料の様式等

実施要領および各種様式等関係書類の交付については、次のとおりとする。

（ア）交付期間

令和7年6月3日（火）から令和7年6月16日（月）まで（土、日、祝日を除く。）の9時から17時までとする。

（イ）交付場所

3（1）エに同じ。

なお、福井県ホームページ（<https://www.pref.fukui.lg.jp>）からもダウンロードすることができる。

（2）受審資格の認定時期

受審資格の認定は、令和7年6月23日（月）までに行う。

（3）受審資格の認定結果

書面により申請者に通知する。

（4）受審資格の認定を受けられなかった者に対する理由の説明

ア 受審資格の認定を受けられなかった者は、書面により、その理由について説明を求めることができる。この場合においては、令和7年6月30日（月）17時まで、説明を求める旨を記載した書面を3（1）エあてに、電子メールにて提出しなければならない。

イ 県は、説明を求めた者に対して、令和7年7月3日（木）までに、書面により回答する。

4 本業務に関する質問事項

本業務に関する質問事項については、令和7年7月4日（金）17時まで電子メールで文書（様式3）を提出すること（提出先：energy@pref.fukui.lg.jp）。

質問に対する回答は、電子メールにより、全ての受審資格認定者に対して一斉に行う。

5 企画提案書の提出手続

(1) 提出書類

企画提案書等

(2) 提出方法

3 (1) イに同じ。

(3) 提出期限

令和7年7月16日(水) 17時まで(必着)

なお、提出後における資料の追加および変更は認めない。

(4) 提出場所

3 (1) エに同じ。

(5) 提出資料の様式等

3 (1) オに同じ。

6 審査会および契約先候補者の選考等

(1) 審査会

企画提案書を提出した者(以下「提案者」という。)によるプレゼンテーションを実施し、別途設置する審査委員会において企画提案書および提案価格(見積価格)の審査を行い、受託予定事業者を選定する。プレゼンテーションは、対面または審査委員会が指定するビデオ会議システムにより令和7年7月下旬頃の実施を予定しているが、詳細は提案者に別途通知する。

(2) 審査結果

審査結果については、採否に関わらず企画提案書を提出した者に書面で通知する。

なお、審査結果の異議申し立ては、一切受け付けない。

(3) 選定されなかった提案者に対する理由の説明

ア 選定されなかった提案者は、書面により、その理由について説明を求めることができる。

この場合においては、通知を受け取った日から5日以内(休日を除く)に説明を求める旨を記載した書面を電子メールにて担当窓口に提出しなければならない。

イ 県は、説明を求めた提案者に対しては、書面の提出があった日から10日以内に書面により回答する。

7 その他

(1) この公告に係る一連の手続および業務の契約等に関する手続において使用する言語および通貨は、日本語および日本国の通貨に限る。

(2) 必要書類が不足している資料、提出期限に遅れた書類等は一切受け付けない。

(3) 提出された書類は返却しない。

(4) 企画提案に関する経費は、全額提案者負担とする。

(5) 書類の内容に虚偽の記載がある場合には、失格とする。

(6) 提案者の選定に当たり、提案者に対して、企画提案書の内容についての説明を求めることがある。

- (7) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権の日本国内および日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた一切の責任は提案者が負うものとする。
- (8) 提案書類の作成のために県から入手した資料は、提案書作成以外の目的で使用してはならない。
- (9) 本件に係る福井県情報公開条例（平成12年3月21日福井県条例第4号）の規定に基づく情報公開請求があった場合は、同条例第7条に定められた非公開情報を除き、開示の対象とする。ただし、先行期間中においては、同条例第7条第6号の規定に基づき、開示の対象としない。
- (10) この公告に掲げるもののほか、このプロポーザルに関し必要な事項は、実施要領等による。

8 Summary

- (1) Subject matter
LED lighting leasing for prefecture-owned facilities
- (2) Deadline for the submission of proposals
5:00P.M. 16th June 2025
- (3) Contact point
Energy Division, Department of Energy and Environment, Fukui Prefectural Government, 3-17-1, Ohte, Fukui city, Fukui Prefecture, 910-8580, Japan. (TEL +81 776-20-0302)